新型インフルエンザ対策行動計画 (医療に係る部分を抜粋)

<各論>

前段階 未発生期

(新型インフルエンザが発生していない状態)

目的:

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

医猿 _____

【地域医療体制の整備】

- ・ 医療体制の確保について具体的なマニュアル等を提供するなど、関係機関と調整し、都道府県等に対し必要な助言等を行うとともに、都道府県等の体制整備の 進捗状況について定期的にフォローアップを行う。(厚生労働省)
- ・ 都道府県が、原則として、2次医療圏を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、国立病院機構や大学病院等を含む医療機関、薬局、市区町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するよう支援する。(厚生労働省、消防庁)
- ・ 都道府県等に対し、発熱外来を行う医療機関等の準備や感染症指定医療機関等(感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関等)の整備を進めるよう要請する。(厚生労働省)

【まん延期の医療の確保】

- 第三段階のまん延期に備え、都道府県等に対し、次の点について要請する。 (厚生労働省)
 - 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた事業継続計画 の作成を要請し、支援すること。また、医療機関における使用可能な病 床数を試算すること。
 - 地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、公的医療機関等(公立病院、日赤病院、済生会病院、国立病院、国立大学附属病院、労災病院等)で入院患者を優先的に受け入れること。
 - ▶ 入院治療が必要な新型インフルエンザの患者が増加し、医療機関の収容

能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行うこと。

- ▶ 地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者に対応せず、 原則として、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を 行う医療機関の設定を検討すること。
- ▶ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討すること。
- 大学附属病院に対し、患者対応マニュアルを作成するなど、地域の医療機関等と連携しながら、新型インフルエンザの発生に備えた準備を要請する。(文部科学省)
- ・ 第三段階のまん延期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。(消防庁)

【ガイドラインの策定、研修等】

- ・ 新型インフルエンザの診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインの策定を行い、医療機関に周知する。(厚生労働省)
- ・ 都道府県等と協力し、医療関係者等に対し、国内発生を想定した研修を行う。 (厚生労働省)

【医療資器材の整備】

国及び都道府県等は、第三段階のまん延期に備え、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等)をあらかじめ備蓄・整備する。都道府県に対し、感染症指定医療機関等における必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう、要請する。(厚生労働省)

【検査体制の整備】

・ 新型インフルエンザに対する高感度検査キットの開発を促進する。(厚生労

働省)

・ 都道府県等に対し、地方衛生研究所における新型インフルエンザに対するP CR検査を実施する体制を整備するよう要請する。(厚生労働省)

【国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応】

- ・ 都道府県等に対し、感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、 迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、陰圧病床の使用等感 染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行 うよう、助言する。(厚生労働省)
- ・ 都道府県等に対し、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。また、検査方法について、各地方衛生研究所で実施できるよう情報提供を行う。(厚生労働省)
- ・ 都道府県等に対し、感染症法に基づく二類感染症である鳥インフルエンザ (H5N1)の患者(疑似症患者を含む。)について、入院等の措置を講ず るよう要請する。(厚生労働省)
- ・ 積極的疫学調査を実施するとともに、都道府県等に対して、積極的疫学調査 や接触者への対応(外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投 与、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(埋火葬等)等の実施 を要請する。(厚生労働省)

抗インフルエンザウイルス薬

【科学的知見の収集・分析】

国内で流通している抗インフルエンザウイルス薬の効果や薬剤耐性についての研究や情報収集を行う。(厚生労働省)

【備蓄】

・ 諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の 45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を推進する。(厚生労働省)

- 新たに開発されている抗インフルエンザウイルス薬についても、情報収集や 支援を行い、全体の備蓄割合を検討する。(厚生労働省)
- ・ 在外公館における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進める。(外務省)

【流通体制の整備】

・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生 時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関(企業内診療施設 を含む。) や薬局、医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の 適正流通を指導する。(厚生労働省)

第一段階 海外発生期

(海外で新型インフルエンザが発生した状態)

目的:

- 1) ウイルスの国内侵入をできるだけ阻止する。
- 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。

医療

【新型インフルエンザの症例定義】

・ 新型インフルエンザの症例定義を明確にし、随時修正を行い、関係機関に周 知する。(厚生労働省)

【発熱相談センターの設置】

・ 都道府県及び市区町村に対して、発熱相談センターを設置するよう要請する。 (厚生労働省)

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等】

- 国及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。(厚生労働省)
- 都道府県等や医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用す

るよう要請するとともに、患者の濃厚接触者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(厚生労働省)

引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(厚生労働省)

第二段階 国内発生早期

(国内で新型インフルエンザが発生した状態)

目的:

1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。

达原

【発熱外来の整備】

都道府県等に対し、新型インフルエンザの可能性がある者とそれ以外の者を 振り分ける発熱外来を整備するよう要請する。(厚生労働省)

【患者及び接触者への対応】

- ・ 都道府県等に対し、次の点を要請する。(厚生労働省)
 - ▶ 新型インフルエンザの患者は、原則として、感染症指定医療機関等で診療及び抗インフルエンザウイルス薬の投与を行うため、発熱外来及び一般医療機関に対し、受診者について本人の渡航歴等を確認した上、新型インフルエンザが疑われる場合には感染症指定医療機関等の受診を指示するよう、周知する。
 - ▶ 感染症指定医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザの患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。 当該者に対しては、感染症法に基づき入院勧告を行い、確定診断を行う。
 - 検体を地方衛生研究所へ送付し、亜型の検査を行う。
 - 新型インフルエンザ患者の接触者(同居者等)に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

【抗インフルエンザウイルス薬】

- ・第三段階のまん延期の状況を予測し、引き続き、都道府県等や医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、 患者の濃厚接触者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(厚生労働省)
- ・引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(厚生労働 省)

【医療機関・薬局における警戒活動】

· 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図る ため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察庁)

第三段階 感染拡大期/まん延期/回復期

(国内で、患者の接触歴が疫学調査で終えなくなった事例が生じた状態)

感染拡大期、各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待され る状態。

まん延期 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得 られなくなった状態

回復期 各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態)

目的:

- 1)健康被害を最小限に抑える。
- 2) 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

医療

【患者への対応等】

・ 都道府県等に対し、次の点について要請する。(厚生労働省)

(感染拡大期における対応)

- ▶ 第二段階に引き続き、発熱外来の整備、感染症法に基づく患者の入院措 置等を実施する。
- ▶ 新型インフルエンザの感染状況をリアルタイムで把握し、感染拡大が認

められた都道府県においては、患者の同居者への対応(外出自粛要請、 健康観察の実施、有症時の対応指導等)等、感染防止について必要な要 請を行う。

(まん延期における対応)

- ▶ 患者の入院措置の中止に伴い、新型インフルエンザの患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として全ての入院医療機関において新型インフルエンザの診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ▶ 入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設の利用を検討する。

(回復期における対応)

- ▶ 患者を入所させている公共施設については、患者を医療機関に移送する 等により順次閉鎖する。
- ▶ 管内の発生動向及び診療の人的体制を勘案し、発熱外来の設置体制を調整する。
- ▶ 医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、 新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるように調整 する。

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用】

- ・ 国及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。また、都道府県毎の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、 患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、都道府県の要請等に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を行う。(厚生労働省)
- 都道府県等や医療機関に対し、まん延期における患者との濃厚接触者(同居者を除く。)及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者と同居する者に対する予防投与については、第二段階における効果を評価した上で継続の有無を決定する。(厚生労働省)

【在宅患者への支援】

・ 都道府県及び市区町村に対し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する 新型インフルエンザ患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提 供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行うよう、要請す る。(厚生労働省)

【医療機関・薬局における警戒活動】

- 引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態 の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察庁)

第四段階 小康期

(患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態)

目的:

1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

医療

【医療体制】

- ・ 都道府県等に対し、次の点について要請する。(厚生労働省)
 - 新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。
 - ▶ 地域の感染状況及びニーズを踏まえ、発熱相談センター及び発熱外来を 縮小・中止する。
 - ➤ 不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。

【抗インフルエンザウイルス薬】

- ・ 内外で得られた新型インフルエンザについての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成し、都道府県及び医療機関に周知する。(厚生労働省)
- ・ 流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。(厚生労働省)